

羽田空港の再国際化について（報告）

これまで、本市は、東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法に基づいて貸付を実施するとともに、同法に定める国際航空運送事業に係る航空機の定期的な運行の確保という趣旨を踏まえた国際化のより一層の進展を期待し、真の国際化を実現すべきであると再三、国土交通省に要望してきたところであります。しかし、真の国際化に向けた進展が見られないことから、平成 19 年度分の貸付については、留保することとし、3 月 26 日に国土交通省に対し、文書で通知いたしました。

このことについては、平成 20 年第 1 回市会定例会においても、地方自治法第 99 条に基づき、羽田空港の再国際化に関する意見書を可決いただきました。

本市としましては、引き続き、真の国際化の実現に向けて国に働きかけてまいります。

<基本的考え方>

○日本経済を支える首都圏と成長著しい東アジア諸都市との相互アクセスの強化は不可欠であり、羽田空港の真の国際化を実現すべき。

- ・遠距離国際線は主に成田空港が担い、近距離国際線は主に羽田空港が担う
- ・両空港に乗り継ぎ需要に応じた国内線を適切に配置
- ・就航範囲は、ASEAN 諸国を含む東アジア主要都市をカバーできる圏域

<今後のスタンス>

○19 年度に留保した 24 億 5,500 万円、及び 20 年度予算に計上された 18 億 5,700 万円については、今後、羽田空港の真の国際化に向けた国の取組状況を十分に見極めた上で、貸付について判断していきます。

<参考 年度別無利子貸付額>

(単位：百万円)

年 度	17	18	19	20
貸付額	917	2,312	2,455	1,857
累 計	917	3,229	(5,684)	(7,541)
備 考	18年3月貸付	19年5月貸付	19年度予算額	20年度予算額

※最終的な貸付金総額は 100 億円の予定